

「持続可能な開発目標」 SDGs

「2030年における北海道行政書士会のありたい姿」

第1版

2020年12月

北海道行政書士会

※本書は、必要に応じて随時修正するものであって、常に前進する姿とします。



「持続可能な開発目標」 SDGs

「2030 年における北海道行政書士会のありたい姿」

策定にあたって

現 状

昭和 35(1960)年 9 月 11 日北海道行政書士会創立総会時は会員数 230 名であったものが、平成 31(2019)年 4 月には、1,811 名となっています。〔会員数の推移参照〕多様な社会ニーズに対応すべく、会員数は増加傾向にあり「悩んでないでまず相談。行政書士が一番身近な法律家です。」のキャッチフレーズのもと道民はもとより地域住民の良き相談役として今日に至っております。

課 題

行政書士は他士業に比べて、格段に幅の広い法的サービスを提供する士業として、現状に留まること無く、ICT※を始めとし急速に変化する社会から取り残されないよう自覚し、潜在的ニーズの戦略的掘り起こしを進める必要があります。

※ICT

Information and Communication Technology〔情報伝達技術〕ITとほぼ同義

取り組み

SDGs※は2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 国が2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標です。北海道行政書士会はこの趣旨にバリュアブルさを認識し、今後 10 年間の方向性について、持続可能な開発目標として設定します。SDGsの目標達成には、個人の意識変容と個人の取り組みを情報発信してSDGsを理解する人を増やすことが大切です。北海道行政書士会の取り組みが多くの人に広まり浸透していくことをめざします。

令和3(2021)年には行政書士法制定70周年を迎えることから、それまでを準備期間、以降を目標推進期間としてすすめます。

※SDGs（エス・ディ・ジーズ）

Sustainable Development Goals〔持続可能な開発目標〕

参考

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

北海道行政書士会会則（昭和 35 年 9 月 30 日 35 地第 1807 号）

（目的）

第 4 条 本会は、会員相互の結合によって、行政書士の品位を保持し、その権利を擁護するとともに、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことをその目的とする。

周年事業・記念日等

R24.1 現在 ↓

区分	年月日	経過年数	50周年	60周年	70周年	100周年
行政書士法	1951年(昭和26年)2月22日(木)	69.2	平成13年	平成23年	令和3年	令和33年

「2030 年における北海道行政書士会のありたい姿」

(北海道行政書士版 SDGs)

(SDGs = 持続可能な開発目標)

行政書士法第 1 条の定める業務の適正^{により}→行政手続の円滑化^{あわせて}・国民の利便に資することを
念頭に以下の行政書士版 SDGs を策定するものです。

SDGs4 「質の高い教育をみんなに」

この目標の一助となるべく北海道行政書士会では、市民生活の基本となっている法律などきまりごとの基礎等について、将来を担う子供たちに伝える事業として法教育をすすめています。



具体的目標

- ・新たな法教育のテーマとして「世界を変革するための 17 の目標 SDGs」を教材として講義できる会員の育成
- ・新たな教材として「子供六法」の採用
- ・中央研修所で展開する研修を通じ行政書士が提供する業務の質の向上

背景

「法教育」とは、広く解釈すると、法や司法に関する教育全般を指す言葉です。法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものです。法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であるとされています。

このように社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色があります。

近年、我が国においても、法教育をこのような意味で理解することが一般的になってきており、北海道行政書士会においても、これを前提として、平成 28 年度より法教育に関する事業展開を始めております。

また、間接的ではありますが、中央研修所を最大限に活用し業務の質の向上を図り、ひいては質の高い教育を提供する必要があります。

SDGs8 「働きがいも 経済成長も」

2018年3月30日、国立社会保障・人口問題研究所が衝撃のデータを発表。2030年にはすべての都道府県で人口が減少し、2045年までに日本の総人口は1億0642万人になると予想しています。今後30年で2000万人以上減少することや、地方においては、特に減少率が大きいと見込まれています。



人口減少で直面するのが、税収減と社会保障費の負担増ですが、2018年度の社会保障関係費は33兆円、少子高齢化でどこまで膨れ上がるのか予測できない状況にあります。

2008年度は、21兆8000億円であったことから考えると10年間で約10兆円強の増加になります。（当初予算ベース）

このような時代背景にあって、いかに効率的で人間味があり、しかも働きがいのある職業として、行政書士の魅力を高めるか日々研究すると同時に発信する必要があります。

具体的目標

- ・ 時代の変化を見通した先見的なコンサルティングサービスの開発
- ・ 法律のスペシャリスト+(プラス)アルファな行政書士づくり
- ・ 行政書士情報アンテナ(GS アンテナ)を張り巡らせ、新たな領域のリサーチ
- ・ 会員に対する支援

背景

日本全体の人口が2011年を境として減少の一途をたどり、行政書士は増加傾向にあるということは、顧客は減少し行政書士間の競争激化、良いサービスと安い報酬という構図が見えてきています。

さらに、行政書士の官公署へ提出する書類は、以前から比べると簡略化傾向にあり、インターネットでも親切丁寧にひな型まで含め掲載・解説されていて、一般の方でも許認可申請を行える時代にあります。

このように行政書士の仕事が減りそうな要因が多いなかにあって、従来どおりの書類作成の仕事だけなら非常に厳しいと言えます。

しかし、そこはプロの腕の見せどころで、書類作成のみにとどまらず、最近はコンサルティング業務にまで仕事の範囲を広げている行政書士もおり増加傾向にあります。

また、新入会員には事務所見学を通じ、既存会員には相談員制度を通じて業務のノウハウを学び取ってもらい働きがいの機会を提供する必要があります。

SDGs9 「産業と技術革新の基盤をつくろう」

北海道行政書士会会員の現在のインターネット利用率※1は把握しておりませんが、全会員がインターネットに接続し、必要とされるあらゆる情報の共有を可能とするものとします。



具体的目標

- ・ 広い北海道におけるフェースtoフェースによる会議の非効率な点を解消する新たな仕組みの構築（例：電子会議の活用）
- ・ Faxの便利さは言わずもがなだが、Faxをメールに置き換える仕組みの構築
- ・ IoT、ICTの活用（例：会員遠隔事務所見学システム、会員研修システム）

背景

情報技術の発展は、ビジネスだけではなく私たちの生活の形も大きく変えてきました。そして今後ますます加速していくとされています。

「情報通信白書 2019」で明らかにされたICT投資額やAI(人工知能)の導入状況分野で日本は世界から大きく後れを取っている現状を見た時、今後の日本経済の成長の鍵を握るのはICT※2であり、個人の意識変容と日頃の業務のサポートをバランス良く行う必要があります。つまり、身近なことで見るとパソコンは使っていますがインターネットとは無縁でメールも使わないということでは効率の良い業務をこなせないでしょう。パソコン内だけで完結する文書作成や表計算も効率的ではありますが、インターネットを活用することで世界感は広がると言えます。

“集団の活動に大きな変化が必要な際には、すべては必ず個人が変わることから始まる。個人の内面がかわらなければならないのだ”（ジャック・アタリ Jacques Attali）ということを経験に銘じる必要があります。

※1 インターネット利用率

総務省 | 令和元年版 情報通信白書 | インターネットの利用状況 2019年のインターネット利用率（個人）は89.8%となっています。なかでも電子メールと情報検索がきわめて多い状況にあります。なお、北海道行政書士会のメルマガ登録数は456名ですが、システム変更により再登録が必要なため前システムよりも少ない状況にあります。

※2 ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、「情報伝達技術」と訳されます。ITとほぼ同義です。

IoTとは「Internet of Things」の略称で、「モノのインターネット」と訳されます。

SDGs11 「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にすると定義されていますが、北海道行政書士会として、年々深刻化している身近な空き家対策に焦点を当て、相談会、各種調査等の支援を進めます。



具体的目標

- ・ 空き家、所有者不明土地問題解決のための無料相談会開催、相続人調査等の支援、不動産の有効活用の提案並びに流通支援

背景

以下は ホーム > 建設部 > 建築指導課 > 北海道の空き家対策 より

道内の空き家は年々増加傾向にあり、平成25(2013)年の国の住宅・土地統計調査によると、空き家戸数は388,200戸、住宅総数に占める割合は14.1%となっています。

増加する空き家に対応するため、道内ではすでに空き家等対策のための条例を制定して対策に取り組んでいる市町村もあり、国では、平成26(2014)年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布し、平成27(2015)年5月26日に全面施行されました。

このような背景を踏まえ、道では、生活環境の保全や移住・定住の促進に向け、空き家等の有効な活用などに取り組むとともに、市町村の空き家等対策を支援することを目的に、空き家に対する取組を行っています。

SDGs16 「平和と公正をすべての人に」

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築すると定義されています。



具体的目標

・ 法規違反等に関する係わってしまった会員に対して、公平で偏っていない指導等を行うことで、本人の気付きを醸成し街の法律家としての自覚と実践に繋がるようにし、ひいては、行政書士の信用又は品位の保持に努めます。

背景

第1章 一般的規律（抜粋）

（行政書士の責務）

第1条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（説明及び助言）

第2条 行政書士は、依頼の趣旨を実現するために、的確な法律判断に基づき、説明及び助言をしなければならない。

（秘密保持の義務）

第3条 行政書士は、正当な事由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。

2 行政書士は、その事務に従事する補助者又は事務員に対し、その者が職務上知り得た秘密を保持させなければならない。補助者又は事務員でなくなった後も、また同様とする。

（目的外の権限行使の禁止）

第4条 行政書士は、職務上の権限を目的外に行使してはならない。

（品位を損なう事業への関与）

第5条 行政書士は、品位又は職務の公正を損なうおそれのある事業を営み、若しくはこれに加わってはならない。

（業務の公正保持等）

第6条 行政書士は、その業務を行うに当たっては、公正でなければならず、親切丁寧を旨としなければならない。

（不当誘致等の禁止）

第7条 行政書士は、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。

（名義貸しの禁止）

第8条 行政書士は、自ら業務を行わないで自己の名義を貸与し、その者をして業務を行わせてはならない。

（違法行為の助長等の禁止）

第9条 行政書士は、違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。 以下略

SDGs17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

17.17では、「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」と、されています。

大切なのは、関心がある人々と連携するパートナーシップであり、例えば、出前講座を行う講師を増やすため、SDGs ファシリテーター（促進者）養成講座を行うなど地道ではあっても確実なステップで達成します。

SDGs を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとする政府、民間、市民社会、そして市民によるパートナーシップが必要となります。

具体的目標

SDGs8 でも触れたように官公署での各種事務手続きは簡素化傾向とあいまって電子化が進んでいて、行政書士の主要業務である許認可申請を、自から行う人も増えつつあります。そのため、新たな業務分野へのシフトと開拓などパートナーシップも視野に事業展開をする必要があります。

- ・ 出前講座（法教育以外の生涯学習セミナー等）
- ・ コンサルティングサービス（SDGs8 と重なる）
- ・ ADR（裁判外紛争解決手段）
- ・ 他士業等との連携によるワンストップサービス
- ・ イベント 公開セミナー開催等
- ・ 北海道行政書士会組織内部の活動について資金バランス調整と資金サポート
- ・ SDGs サポート（以下に、SDGs サポートについて触れます。）

企業などから自社において SDGs に取り組みたいと考えているところもあると思われます。しかし、何からどのように始めれば良いのかわからないのでアドバイスをいただければということが多いのではないのでしょうか。

ビジネスチャンスは、いつどこからやってくるやも知れません。そして、SDGs に取り組むという姿勢が今後のビジネスの重要性の鍵を握ることが予測されます。

「関心がございましたら、お気軽に北海道行政書士会にご相談ください！」と、PRできるように専門部等において研鑽を深めることが、大切になってまいります。

背景

行政書士が行う許認可申請などは簡素化の一方、複雑な法律知識が求められるものもあります。書類の種類をみても、以前は7000種類ほどといわれていたものが、今は1万種類を超えるとされています。ある意味人口減少による需要減は業務種類の増大がカバーしているとも言えます。

しかし、これらの現象もいずれは淘汰されるとすれば先進性のある業務分野の開拓と定着は、最優先事項であります。



会員数の推移 (1)

昭和	会員数	札幌	函館	小樽	空知	旭川	留萌	宗谷	網走	室蘭	苫小牧	日高	十勝	釧路	根室
35	230	44	36	13	38	50	5	5	33			6			

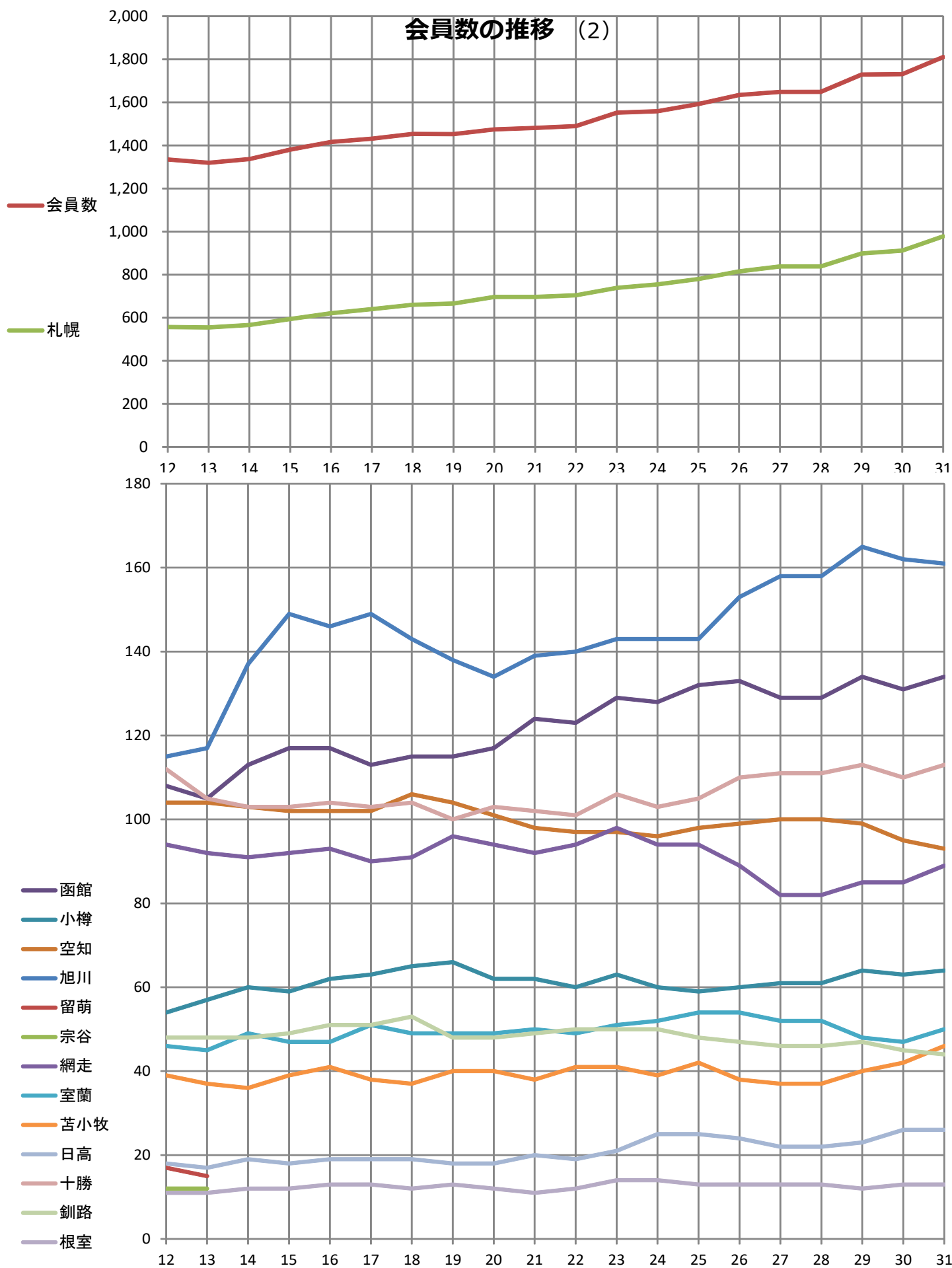
(以下、平成11年度まで略)

平成	会員数	札幌	函館	小樽	空知	旭川	留萌	宗谷	網走	室蘭	苫小牧	日高	十勝	釧路	根室
12	1,335	557	108	54	104	115	17	12	94	46	39	18	112	48	11
13	1,320	555	105	57	104	117	15	12	92	45	37	17	105	48	11
14	1,337	566	113	60	103	137			91	49	36	19	103	48	12
15	1,381	594	117	59	102	149			92	47	39	18	103	49	12
16	1,416	621	117	62	102	146			93	47	41	19	104	51	13
17	1,432	640	113	63	102	149			90	51	38	19	103	51	13
18	1,454	660	115	65	106	143			91	49	37	19	104	53	12
19	1,453	666	115	66	104	138			96	49	40	18	100	48	13
20	1,475	697	117	62	101	134			94	49	40	18	103	48	12
21	1,482	697	124	62	98	139			92	50	38	20	102	49	11
22	1,490	704	123	60	97	140			94	49	41	19	101	50	12
23	1,552	739	129	63	97	143			98	51	41	21	106	50	14
24	1,559	755	128	60	96	143			94	52	39	25	103	50	14
25	1,593	780	132	59	98	143			94	54	42	25	105	48	13
26	1,635	815	133	60	99	153			89	54	38	24	110	47	13
27	1,649	838	129	61	100	158			82	52	37	22	111	46	13
28	1,649	838	129	61	100	158			82	52	37	22	111	46	13
29	1,729	899	134	64	99	165			85	48	40	23	113	47	12
30	1,731	912	131	63	95	162			85	47	42	26	110	45	13
31	1,811	978	134	64	93	161			89	50	46	26	113	44	13

※ 4月1日現在

平成31年度で見ますと 札幌支部 54%、旭川支部 8.9%、函館支部 7.4% であり3支部で全体の7割を占めています。グラフの会員数全体と札幌支部のグラフ曲線は同じ推移をしており、5割強を占める札幌支部の動向がそのまま全体に現れています。

会員数の推移 (2)





国際連合広報センター

トップ→主な活動／経済社会開発／持続可能な開発 2030 アジェンダ

「2030年における北海道行政書士会のありたい姿」

第1版

2020年12月

2月22日は「行政書士記念日」です!!

たのしい
くらしを
まもる



北海道行政書士会

Hokkaido Gyoseishoshikai

060-0001

北海道札幌市中央区北1条西10丁目1-6

北海道行政書士会館

電話 011-221-1221 Fax 011-281-4138

URL <https://www.do-gyosei.or.jp/>

E-mail gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



※文中、北海道行政書士会（以下「本会」という）等の略形式はとっていません。
文章表現は「ます体」を、「SDGs道会としての進め方」は「である体」を使用しています。
参考にした資料の表記が元号の場合は、「昭和35(1960)年」のようにしています。ただし、
1頁の法律引用及び8頁「会員数の推移」は元号のままです。